

県税に関する申告・納付等の期限の指定について

東日本大震災の発生に伴い、平成 23 年 3 月 11 日以後に申告や納付などの期限が到来する県税については、平成 23 年 3 月 25 日付け福島県公告第 56 号において、県内 47 市町村については、平成 23 年 8 月 9 日付け福島県公告第 143 号により、平成 23 年 9 月 30 日を延長期限の期日としました。

今般、下記記載の地域に掲げる市町村の地域の納税者の方につきましては、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 1 月 30 日までの間に到来する県税の申告・納付等の期限が、

平成 24 年 1 月 31 日 (火) となります。

なお、特別徴収に係るものでその期限が平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 30 日までの間に到来するものにあつては、平成 24 年 1 月 4 日 (水)となります。

地域 (12 市町村)

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※ (この地域に本店を有する法人に係る法人県民税及び法人事業税に係る期日を除く)

※ 「国税に関する申告・納付等の期限」については、国税庁HPをご覧ください。最寄りの税務署にご相談ください。

お問い合わせ
福島県税務課
電話 024-521-7067
FAX 024-521-7905